

事 務 連 絡
令和4年12月16日

各地方整備局等建設業担当部長 殿
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

国土交通大臣が認める登録基幹技能者を定める件（告示）の改正について

先般、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第40号。以下「規則」という。）第18条の4の規定により、登録基幹技能者講習として新たに「登録送電線工事基幹技能者講習」及び「登録さく井基幹技能者講習」が登録されたところ です。

これを踏まえ、今般、規則第7条の3第3号の規定に基づき、登録送電線工事基幹技能者講習及び登録さく井基幹技能者講習を修了した者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして認定するため、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成30年国土交通省告示第435号）の改正を行い、本日から施行することといたしました。

本改正により、

- 電気工事について10年以上の実務経験を有し、登録送電線工事基幹技能者講習を修了した者にあつては「電気工事業」
- とび・土工・コンクリート工事について10年以上の実務経験を有し、当該講習を修了した者にあつては「とび・土工工事業」
- さく井工事について10年以上の実務経験を有し、登録さく井基幹技能者講習を修了した者にあつては「さく井工事業」

の主任技術者及び一般建設業の営業所専任の技術者の要件を満たすこととなりました。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に際して遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。

以上